

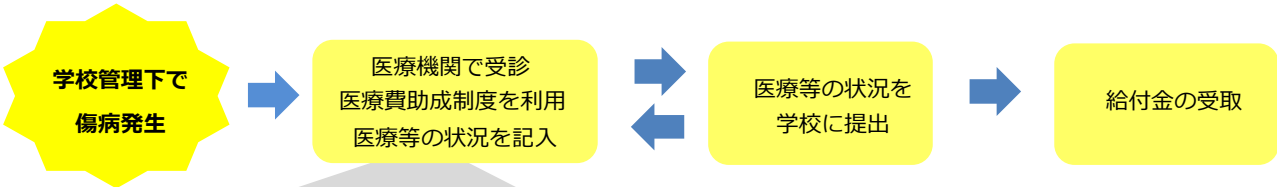
# 学校生活でケガをしたら

日本スポーツ振興センターとは？

## 日本スポーツ振興センターの災害共済給付

児童が安心して学校生活をおくれるように、独立行政法人日本スポーツ振興センターが管掌する災害共済給付制度に加入していただいております。これは児童が学校生活の中でケガなどをした場合に、かかった医療費などを基金（国・市町村・保護者の三者から拠出）から負担してもらえるといたった制度です。（田原市では、保護者負担はありません）

令和5年度から、保護者の負担軽減のため、学校でのけがの場合も子ども医療・母子父子家庭等医療・障害者医療等の「医療費助成制度」を利用できるように変更となりました。



「医療費助成制度」により保護者負担が0円の場合

医療費	医療費助成制度	=	保護者負担なし
給付金	1割	←	医療に伴って要する費用を給付

窓口で保護者負担をした場合

医療費	各健康保険 7割	3割	=	3割を自己負担
給付金	3割	+	1割	← 自己負担額3割に医療に伴って要する費用を加算しを給付

## 申請対象

- ・学校の教育計画に基づく指導を受けているときであることや決められた通学路であること
- ・医療保険の診療で、診療報酬点数が500点（初診から治癒までの医療費と調剤費等の合算額）以上の場合であること

## 注意点

- ・給付金の受け取りは高額になる場合があるため、学校で保護者の方に直接お渡しします。
- ・医療費助成制度を利用し、窓口負担が0円でもスポーツ振興センターへ申請をしていただきます。
- ・お子さんが帰宅した後に痛みがあり病院を受診されるなどの場合も、学校でのけがで病院にいかれたら、必ず担任または養護教諭にご連絡ください。
- ・学校管理下の負傷または疾病が治った後に残った障害についても給付される場合があるため、一度ご相談ください。

## 管理下での傷病でも申請できない場合

- ・交通事故などの第三者行為の場合
- ・医療保険外診療の場合

令和5年4月1日現在